2　日常生活の支援

1．相談支援について

■□　相談支援事業　□■

【内　　容】

障害のある人、家族などからの相談に対して、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助、助言を行うことにより、自立した日常生活または社会生活を営むための支援を行います。

【対 象 者】

市内に居住している障害のある人やその家族など

【費　　用】

無料

●障害のある人（身体障害・知的障害・精神障害など）のワンストップ相談窓口

≪基幹相談支援センター≫

名　称	所 在 地	電話（上段） FAX（下段）
守山・栗東障害者相談支援センター みらいく	守山市梅田町2-1 セルバ201	077-584-5900 077-584-5876

●精神障害のある人の相談窓口

≪委託相談支援事業≫

名　称	所 在 地	電話（上段） FAX（下段）
精神障害者地域生活支援センター 風（ふう）	野洲市八夫1318	077-589-8784 077-589-5478

●医療的ケアのある人、重症心身障害児・者の相談窓口

≪委託相談支援事業≫

名　称	所 在 地	電話（上段） FAX（下段）
医療的ケア児等コーディネーター びわりん	野洲市北桜978－２	077-587-5360 077-518-0482

問合せ　：　障害福祉課　電話582-1168　FAX581-0203

■□　滋賀県医療福祉相談モール　□■

「滋賀県知的障害者更生相談所」・「滋賀県ひきこもり支援センター」・「滋賀県発達障害者支援センター」・「滋賀県高次脳機能障害支援センター」・「滋賀県地域生活定着支援センター」を、滋賀県立精神保健福祉センターに集約し、各機関が連携して相談支援・地域支援を行うことで、複雑・複合化した相談に、障害が特定されていない段階から、高い専門性で一貫した対応を行うことを目的に滋賀県が設置したものです。

相談窓口	相談内容	電話（上段） FAX（下段）
医療福祉相談モール ワンストップ相談受付窓口	どこに相談して良いかわからない場合の相談	077-569-5955 ―
滋賀県知的障害者更生相談所	療育手帳の判定、知的障害に関する相談	077-563-8448 077-562-4334
滋賀県ひきこもり支援センター	ひきこもりに関する相談	077-567-5058 ―
滋賀県発達障害者支援センター	発達障害に関する相談	077-561-2522 077-502-2489
滋賀県高次脳機能障害支援センター	高次脳機能障害に関する相談	077-561-3486 077-502-2480
滋賀県地域生活定着支援センター	罪に問われた高齢者、障害者の生活などに関する相談	077-561-3485 077-502-2427

2．障害福祉サービスについて

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービスで、在宅や施設でのサービスを提供します。
●対象者は、障害のある人（児童）、難病患者、発達障害の診断を受けた人などです。
●障害福祉サービスには次の２種類があります。
① 介護給付　（居宅介護・短期入所・生活介護・施設入所支援など）
② 訓練等給付　（就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型、グループホームなど）

（1）障害福祉サービスの利用の流れ

●障害福祉サービスのうち、介護給付サービスを利用する時は、事前に「障害支援区分認定」を受ける必要があります。
●「障害支援区分」は、市の調査員が障害の状況などを調査し、医師意見書などを参考に審査会で審査・判定され、決定されます。
●障害支援区分は、区分１から６までで区分６が最重度です。認定有効期限は、原則として３年です。
※18歳未満の障害のある児童については障害支援区分認定は行いません。

≪サービス利用までの流れ≫

① **相談・申請**

相談支援事業所または障害福祉課へ相談いただき、サービス利用が必要な場合は、障害福祉課へ申請してください。

18歳以上

① **認定調査**

市の調査員が申請者宅などを訪問し、心身の状況などについて聞き取り調査を行います。介護給付を受ける場合は、医師の診断書などが必要になります。

↓

② **認定審査会**

認定審査会において区分が認定されます。

18歳未満

18歳未満の人については、認定調査と区分認定はありません。申請の際に窓口にて、心身の状態や介護者の状況などの聞き取りをさせていただきます。

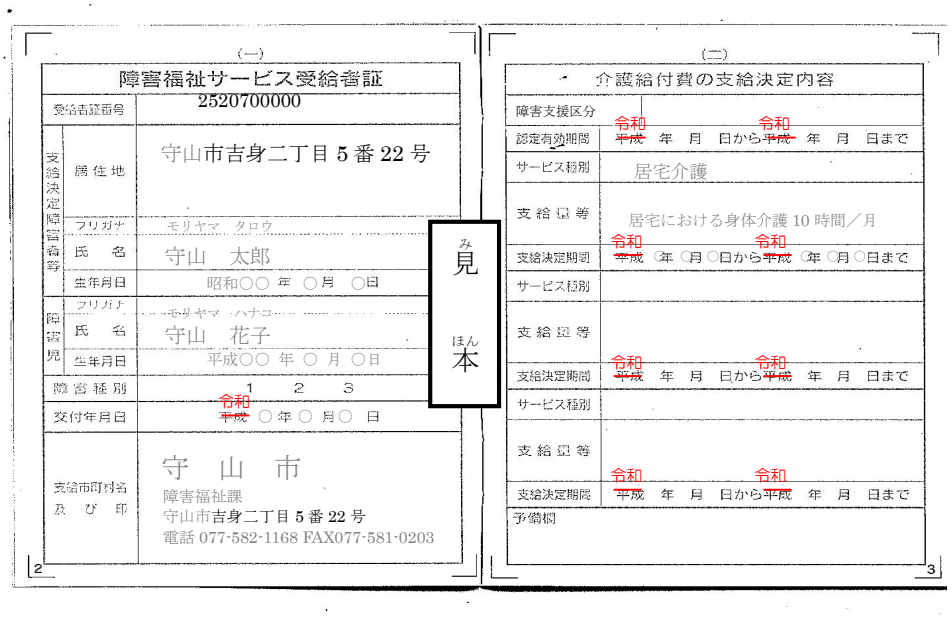
↓

② **決定・通知**

- 障害福祉課で申請内容を確認し、サービスの支給量などが決定されます。
- サービスの支給決定にあたり、計画相談支援事業所または障害児相談支援事業所の作成する『サービス等利用計画（案）』または、申請者ご本人やご家族などに記載いただく『セルフプラン』の提出が必要となります。
- サービスの支給が決定されると、決定通知書と「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。

③ **事業所と契約**

- サービスを利用する事業者を選んで、利用に関する契約を行います。契約の際には「障害福祉サービス受給者証」が必要になります。



（一）

障害福祉サービス受給者証

受給者証番号	2520700000
支給決定障害者等 住所地	守山市吉身二丁目５番22号
支給決定障害者等 フリガナ	モリヤマ タロウ
支給決定障害者等 氏名	守山 太郎
支給決定障害者等 生年月日	昭和〇〇 年 〇月 〇日
障害児 フリガナ	モリヤマ ハナコ
障害児 氏名	守山 花子
障害児 生年月日	平成〇〇 年 〇月 〇日
障害種別	1 2 3
交付年月日	令和 ~~平成~~ 〇年 〇月〇 日
支給市町村名及び印	守山市 障害福祉課 守山市吉身二丁目５番22号 電話 077-582-1168 FAX077-581-0203

見本

（二）

介護給付費の支給決定内容

障害支援区分	
認定有効期間	令和 ~~平成~~ 年 月 日から令和 ~~平成~~ 年 月 日まで
サービス種別	居宅介護
支給量等	居宅における身体介護 10 時間／月
支給決定期間	令和 ~~平成~~ 〇年 〇月 〇日から令和 ~~平成~~ 〇年 〇月 〇日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	令和 ~~平成~~ 年 月 日から令和 ~~平成~~ 年 月 日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	令和 ~~平成~~ 年 月 日から令和 ~~平成~~ 年 月 日まで
予備欄	

④ **サービス利用開始**

- 事業所との契約後、サービスの利用を開始します。
計画相談支援事業所または障害児相談支援事業所を利用の場合、事業所が作成したプランに基づき、サービスの利用状況についてモニタリング（サービスご利用の様子などの確認）が実施されます。定期的にサービス内容の見直しを行い、利用を継続します。

（2）サービスの利用相談について

■□　計画相談支援　□■

相談事業所では、ご本人や家族からの相談対応・各種サービスの申請支援・サービス調整の支援などがご利用いただけます。費用は無料です。

【市内計画相談支援事業所一覧】

名　称	所　在　地	電話（上段） FAX（下段）
障害者相談支援センター やじろべえ	守山市梅田町2－1 セルバ201	077-584-5900 077-584-5876
障害者相談支援センター　あんず	守山市梅田町2－1 セルバ201	077-584-5900 077-584-5876
計画相談事業所　リリーフ	守山市立田町1530	077-585-7620 077-584-4188
相談支援事業所　はなみずき	守山市守山三丁目11番38号	077-581-8436 077-581-8436
守山学園相談支援事業所　ゆかり	守山市中町89	077-598-0512 077-598-0513
守山市相談支援事業　ぽけっと	守山市下之郷三丁目2番５号	077-582-1158 077-581-1628
相談支援事業所　ほえ～る	守山市勝部四丁目8番19号	070-1558-0341 077-502-2171
相談支援事業所 メンタルサポート タイム	守山市石田町586－1	077-558-7700 077-599-6119
相談支援事業所「叶」	守山市守山四丁目13番7号 南喜ビル204	077-518-7482 077-518-7483
ライフパートナー　パドル	守山市吉身二丁目３番16	077-535-9091 077-535-9090
エンゲイジ	守山市吉身一丁目3－８ 杉本アパート203号	077-500-0537 077-500-0537
相談支援事業所　chill	守山市今浜町2532番地5	080-4488-8944 077-584-2801
相談支援事業所　ライト	守山市石田町364番地の２	077-585-4626 077-585-8899
相談支援事業所　悠	守山市欲賀町929-4	077-599-3825 077-599-3826

（3）介護給付・訓練等給付サービス

【訪問系サービス】

項　目	内　容
居宅介護 （身体介護・家事援助・通院等介助）	日常生活を営むのに支障がある場合、入浴・排せつ・食事などの介護や調理、掃除などの家事援助を行います。また、病院などへの通院のための移動などの介助や通院先などでの受診などの手続き、移動などの介助を行います。
重度訪問介護	居宅で生活されている重度の肢体不自由がある人で常に介護を必要とする人に対し、ヘルパーが居宅を訪問して食事、入浴、排せつなどの介護や外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	居宅で生活されており行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な介護や外出時における移動中の介護を行います。
同行援護	視覚障害のある人で移動に著しい困難がある人に対し、ヘルパーが移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害のある人に対し、重度訪問介護など複数のサービスを包括的に行います。

【日中活動系サービス】

項　目	内　容
生活介護	常時介護を要する障害のある人などを対象とした、主として日中に障害者支援施設などで行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行います。
短期入所 （ショートステイ）	介護者の病気や家族の休養などのため、一時的に夜間も含め施設や事業所で入浴、排せつ、食事の介護およびその他必要な日常生活の支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の維持向上のため一定期間の訓練などを行います。

項　目	内　容
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、生活能力の維持向上のため一定期間の訓練などを行います。
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用し、家事などの日常生活能力を向上させるための支援、生活などに関する相談及び助言その他の必要な支援を一定期間行います。
療養介護	主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行います。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して、通常の事業所に新たに雇用された人の就労の継続を図るため、各機関などとの連絡調整を行い、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談、指導及び助言などの必要な支援を行います。
就労移行支援	職場実習など、就労に必要な知識・能力の向上のため一定期間の訓練などを行います。
就労継続支援Ａ型	通常の事業所への雇用が困難な障害のある人を対象に、就労機会の提供および就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行います。施設と利用者との間で雇用契約を結び、労働基準法に準じた業務を行います。
就労継続支援Ｂ型	通常の事業所への雇用が困難な障害のある人を対象に、就労機会の提供および就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行います。雇用契約は結びません。
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性などに合った選択の支援を行います。

※びわこ学園の短期入所は、障害福祉課で重心認定を受けられた人のみ利用が可能です。

【居住系サービス】

項　目	内　容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に行われる、共同生活を営む住居における相談やその他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者を対象に、主として夜間に行われる、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

【地域相談支援サービス】

項　目	内　容
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院から地域生活に移行するにあたり、住居の確保など地域生活に必要な支援を行います。
地域定着支援	居住で一人暮らしをする人などに対し、常時の連絡体制の確保や緊急時の相談・支援などを行います。

※介護給付・訓練等給付サービスを利用される人には**「障害福祉サービス受給者証」**が交付されます。

≪介護給付および訓練等給付のサービスの利用者負担について≫

●介護給付および訓練等給付のサービスの利用にあたっては、原則として前年における世帯の市民税の課税状況などに応じた負担上限月額が設定されます。

●負担上限月額は障害福祉サービス受給者証に記載していますのでご確認ください。

●食費・光熱水費などの実費は、原則として利用者が負担することになります。

市民税課税状況など		負担上限月額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯		0円
市民税課税世帯	所得割16万円未満 ※施設入所、共同生活援助、宿泊型自立訓練は除く （18歳未満は28万円未満）	9,300円 （18歳未満は4,600円）
	上記以外	37,200円

≪高額障害福祉サービス等給付費について≫

●この制度は、世帯で1か月に支払った利用者負担の合算額が、一定の基準を超えた場合に、その基準を超えて支払った負担額を償還方法により支給する制度です。

●介護給付・訓練等給付の他に障害児通所支援や補装具給付を受けている場合、その利用者負担についても合算対象となることがありますので、詳細については窓口でお尋ねください。

問合せ　：　障害福祉課　電話582-1168　FAX581-0203

（4）障害児通所支援

【障害児通所支援】

項　目	内　容	対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	就学前の障害のある児童など
放課後等デイサービス	放課後などの時間に生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流などを行います。	就学している障害のある児童など（幼稚園・大学除く）
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	通所するために外出することが著しく困難である障害のある児童など
保育所等訪問事業	児童指導員や保育士が、保育所などを２週間に１回程度訪問し、障害のある児童や職員に対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童など

※障害児通所支援を利用される人には**「通所受給者証」**が交付されます。

≪障害児通所支援サービスの利用者負担について≫

●障害児通所支援のサービスの利用にあたっては、原則として保護者の属する住民基本台帳での世帯の前年における市民税の課税状況などに応じた負担上限月額を負担していただくことになります。

●負担上限月額は、通所受給者証に記載していますので、ご確認ください。

●食費・光熱水費などの実費は、原則として利用者が負担することになります。

市民税課税状況など		負担上限月額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯		0円
市民税課税世帯	所得割28万円未満	4,600円
	上記以外	37,200円

≪サービス利用者負担無償化について≫

●就学前の障害児支援のため、次のサービスは利用者負担が無償となります。

児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援
福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

●無償化の対象となる期間は、満3歳になって初めての4月1日から3年間です。

●無償化にあたり、特別な手続きは必要ありません。ご利用の障害児サービス事業所との間で無償化対象であることをご確認ください。

●医療費や食費などの実費負担分は無償にはなりません。

≪高額障害児通所・入所給付費について≫

●この制度は、世帯で1か月に支払った利用者負担の合算額が、一定の基準を超えた場合に、その基準を超えて支払った負担額を償還方法により支給する制度です。合算対象などの詳細については窓口でお尋ねください。

問合せ ： 障害福祉課　電話582-1168　FAX581-0203

（5）介護保険制度について

●65歳以上で、身体障害などのために介護サービスを受けたい場合は、介護保険制度が優先となります。

●40歳から64歳までで、下記の特定疾病によって介護が必要となっている人についても、介護保険サービスが優先となりますので、介護保険課にご相談ください（第２号被保険者）。

※特定疾病について

① がん末期（医師が医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
② 関節リウマチ
③ 筋萎縮性側索硬化症
④ 後縦靭帯骨化症
⑤ 骨折を伴う骨粗しょう症
⑥ 初老期における認知症
⑦ パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病）
⑧ 脊髄小脳変性症
⑨ 脊柱管狭窄症
⑩ 早老症
⑪ 多系統萎縮症
⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
⑬ 脳血管疾患
⑭ 閉塞性動脈硬化症
⑮ 慢性閉塞性肺疾患
⑯ 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

≪障害福祉サービスとの優先関係≫

●下記の身体障害福祉サービスと介護保険給付サービスの両方が受けられる場合は、原則介護保険制度が優先となります。

・福祉用具の貸与・購入（車いす・杖・歩行器・ベッド・リフトなど）
・ホームヘルプサービス
・短期入所（ショートステイ）
・入浴サービス
・デイサービス
・住宅改修　　など

※介護保険制度にない障害福祉サービスは利用できます。

問合せ ： 介護保険課　電話582-1127　FAX581-0203

（６）地域生活支援事業、その他の事業

●介護給付サービスや訓練等給付サービス以外で、障害のある人の地域生活を支援するサービスとして、地域生活支援事業があります。

●この地域生活支援事業の各事業は、市町村ごとで内容を決定するため、事業の範囲や利用者負担などが市町により異なります。

■□　移動支援事業　□■

●障害のある人（児童含む）が社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動などの社会参加のための外出時の移動介護を行います。

●経済活動や通学、通勤、通所などの通年にわたる、定期的な外出は対象としません。

【対　象　者】

- 両上肢、両下肢のいずれに障害があって、その障害等級（明細級）が１級の人
- 「上肢および下肢」または「上肢および体幹」に障害があって、下肢または体幹の障害等級が１級から３級の人
- 療育手帳がある人
- 精神障害者保健福祉手帳がある人
- 難病患者で移動機能障害がある人（診断書などで確認要）
- 原則学齢期以上65歳未満の人（グループ支援については中学生以上）

※行動援護、重度訪問介護を利用している人は利用できません。

【利　用　料】

- 利用時間に応じて、費用額が設定され、利用者負担額は、その費用額の１割です。
- 生活保護世帯および市民税非課税世帯は無料です。利用者負担上限額はありません。

利用時間	利用料（身体介護を伴う）	身体介護伴わない
０．５時間（30分）以下	２３０円	１０５円
～１．０時間	４００円	１９７円
～１．５時間	５８０円	２７６円
～２．０時間	６６０円	３４６円
～２．５時間	７４０円	４１６円
～３．０時間	８２０円	４８６円
３．０時間を超えた場合	30分ごと８０円を加算	３０分ごと７０円を加算

※食事代および事業所の自動車などを利用した場合は実費負担が必要です。

【事　業　所】

移動支援事業所として、市と委託契約を締結した事業所で利用してください。（利用決定時に事業所一覧をお渡しします。）

【利用方法】

障害福祉課に申請をして、利用決定を受けた後、事業所を選んで利用契約を結んで利用してください。

問合せ ： 障害福祉課　電話582-1168　FAX581-0203

■□　日中一時支援事業　□■

●障害のある人（児童）の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息などのために、日中に障害福祉サービス事業所において、障害のある人（児童）の活動の場を提供します。

【対　象　者】

- 身体障害者手帳がある人
- 療育手帳がある人
- 精神障害者保健福祉手帳がある人
- 発達障害がある人で支援が必要な人（障害者手帳がない人は、診断書などで確認要）
- 難病の診断を受けている人（診断書などで確認要）
- 原則学齢期以上の人

【利　用　料】

- 利用時間に応じて、費用額が設定され、利用者負担額はその費用の額の 1割となります。
- 生活保護世帯および市民税非課税世帯は無料です。利用者負担上限額は、ありません。

利用時間	利用者負担額
２時間未満	２５０円
２～4時間未満	４００円
４～６時間未満	５００円
6～８時間未満	６００円
８時間以上	７５０円

※送迎は日中一時支援事業のサービスではありませんので、各事業所で送迎の有無、実費負担を確認してください。食事代などについては実費負担が必要です。

【事　業　所】

日中一時支援事業所として、市と委託契約を締結した事業所で利用してください。（利用決定時に事業所一覧をお渡しします。）

【利用方法】
障害福祉課に申請をして、利用決定を受けた後、事業所を選んで利用契約を結んでから利用してください。

問合せ　：　障害福祉課　電話582-1168　FAX581-0203

■□　重度身体障害のある人の入浴サービス　□■

●在宅の重度身体障害のある人（児童）が、自宅浴槽では入浴が困難であり、かつ、他の障害福祉サービスでは入浴ができない場合に、訪問入浴車や施設で入浴をするサービスです。

【対象者】次のいずれにも該当する人
- 身体障害者手帳1級または２級の人で、ねたきりなどの状態にある人
- 障害福祉サービスまたは他の方法を利用しても週２回以上入浴することが困難な人
- 施設入所、入院などしていない人

※介護保険適用者は対象になりません。

【利用回数】
週２回まで（他サービスを利用しても週２回確保できない人）
ただし人工呼吸器装着者で、他の入浴サービス利用が困難な人については週3回まで

【利　用　料】
１回につき５００円（生活保護世帯は無料）

【事　業　所】
市と委託契約を締結した事業所で利用してください。

【申請方法】
障害福祉課に申請をして、利用決定を受けた後、事業所を選んで利用契約を結んでから利用してください。

問合せ　：　障害福祉課　電話582-1168　FAX581-0203

■□　成年後見制度　□■

●認知症の人や知的障害、精神障害により判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護を、ご本人に代わって、法的に権限を与えられた後見人などが行い、安心して生活が送れるようにご本人の保護や支援を行います。

【相　談　先】

特定非営利活動法人　成年後見センターもだま

住所：草津市野村八丁目５番１９号　サニーハイツピア１０５号

電話　：077-598-0246　　FAX：077-598-0888

時間　：9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始除く）

■□　成年後見制度利用支援事業　□■

●成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者や精神障害者に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人などへの報酬の助成を行います。

●詳細は障害福祉課にお問合せください。（65歳以上の人の相談は、長寿政策課（電話584-5474）にお問合わせください。）

問合せ　：　障害福祉課　電話582-1168　FAX581-0203

■□　地域活動支援センターⅠ型事業（サロン事業）　□■

【内　　容】

- 創作的活動、生産活動の機会の提供および社会との交流の促進
- 精神障害への医療・福祉に係る社会基盤との連携強化
- 精神医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整
- 地域住民ボランティア育成
- 精神障害への理解促進を図るための普及啓発の事業

【対　象　者】

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、精神科に通院されている人

【実施場所】

精神障害者地域生活支援センター風（ふう）

住所：野洲市八夫1318

電話　：077-589-8784　　FAX：077-589-5478

【利用方法】

初めて参加される場合は、障害福祉課および精神障害者地域生活支援センター風（ふう）に連絡してから、ご参加ください。利用は無料です。

問合せ　：　障害福祉課　電話582-1168　FAX581-0203

■□　地域活動支援センターⅡ型事業（デイサービス事業）　□■

●雇用・就労が困難な在宅の障害のある人（児童）に、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進や在宅で入浴が困難な人の入浴サービスなどを行います。
●対象者は本市に居住している身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている人です。
●障害福祉課に申請をし、利用決定を受けた後、利用契約を結んでから利用してください。

【利　用　料】

利用時間に応じて、費用の額が設定されています。なお、生活保護世帯および市民税非課税世帯は無料です。利用者負担上限額は、設けていません。 送迎、食事代については実費負担が必要です。

利用時間	利用者負担額
4時間未満	２５０ 円
4時間以上 6時間未満	４２０ 円
6時間以上	５５０ 円
入浴サービスを利用する場合は、上記以外に利用料がかかります。	１回につき ５００円

【実施場所】

湖南地域障害者生活支援センター　なんくる
住所：守山市川田町2216－３
電話　：077-587-6655　　FAX：077-587-6656

問合せ　：　障害福祉課　電話582-1168　FAX581-0203

■□　リフト付タクシー運行事業　□■

●車いすを使っている人や寝たきりなどで移動が困難な人が、車いすや寝台のまま乗車できるリフト付きタクシーを運行しています。
●守山タクシー株式会社に予約し、利用してください。

【対　象　者】

一般車両の乗り降りが困難な重度障害のある人など

【利　用　料】

大型タクシー料金
※障害者手帳提示による10%割引制度・福祉タクシー運賃助成券の併用が可能です。

【事業者(委託先)】

守山タクシー株式会社
住所：守山市守山三丁目３－４４
電話　：077-582-2590

問合せ　：　障害福祉課　電話582-1168　FAX581-0203

■□　手話通訳者の設置・派遣　□■

≪手話通訳者の設置≫

聴覚、音声、言語に障害のある人（聴覚障害者など）のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者を障害福祉課に２名、健康福祉政策課に１名配置しています。手話通訳が必要な場合は申し出てください。

≪手話通訳者の派遣≫

【内　　容】

聴覚障害者などのコミュニケーションを支援するため、申し出により手話通訳者を派遣します。また、手話通訳者が同行できない場合は、タブレットを利用し、遠隔で手話通訳することも可能です。

【対　象　者】

聴覚障害者など、または聴覚障害者などとコミュニケーションを図る必要のある人。その他必要な場合はご相談ください。

【利　用　料】

無料

【派遣範囲】

教育、医療、介護、職業、地域との交流など聴覚障害者などの日常生活や社会生活に関わることに対して派遣します。

※宗教・政党・企業の営利に関わる活動は除く。

【利用方法】

障害福祉課に派遣申請をしていただいた後、派遣調整を行います。派遣調整後に決定通知にて詳細を連絡します。

※原則派遣日の１週間前（団体の場合は１か月前）までに申請してください。緊急の場合はご相談ください。

問合せ　：　障害福祉課　電話582-1168　FAX581-0203

■□　盲ろう者通訳介助者の派遣　□■

【内　　容】

視覚と聴覚の両方に障害のある人（盲ろう者）のコミュニケーションを支援するため、申し出により盲ろう者通訳介助者を派遣します。

【対 象 者】

盲ろう者、または盲ろう者とコミュニケーションを図る必要のある人

【利　用　料】

無料

【利 用 方 法】

※派遣方法など詳しくは「しが盲ろう者友の会」にご相談ください。

問合せ：しが盲ろう者友の会（近江八幡市浅小井町925）
電話　0748-31-2522　FAX　0748-31-2523

■□　要約筆記者の派遣　□■

【内　　容】

聴覚障害者などのコミュニケーションの円滑化を支援するため、申し出により要約筆記者を派遣します。

※要約筆記とは、その場の発言内容を要約し文字として伝えるものです。

【対 象 者】

聴覚障害者など、または聴覚障害者などとコミュニケーションを図る必要のある人。その他必要な場合はご相談ください。

【利　用　料】

無料

【派 遣 範 囲】

教育、医療、介護、職業、地域との交流など聴覚障害者などの日常生活や社会生活に関わることに対して派遣します。

※宗教、政党、企業の営利に関わる活動は除きます。

【利 用 方 法】

障害福祉課に派遣申請をしていただいた後、派遣調整を行います。派遣調整後に決定通知にて詳細を連絡します。

※原則派遣日の２週間前（団体の場合は１か月前）までに申請してください。緊急の場合はご相談ください。

問合せ　：　障害福祉課　電話582-1168　FAX581-0203

■□　点字広報の発行　□■

【内　　容】

点字による広報「もりやま」の抜粋版を毎月２回発行します。

【対　象　者】

点字広報発行を希望する視覚障害のある人

【利　用　料】

無料

【利用方法】

障害福祉課に申請してください。

問合せ　：　障害福祉課　電話582-1168　FAX581-0203

■□　声の広報の発行　□■

【内　　容】

ＣＤに吹き込んだ広報「もりやま」の抜粋版を毎月１回発行します。

【対　象　者】

声の広報発行を希望する視覚障害のある人

【利　用　料】

無料

【利用方法】

障害福祉課に申請してください。

問合せ　：　障害福祉課　電話582-1168　FAX581-0203

■□ＣＤ版ごみカレンダー■□

【内　　容】

視覚障害のある人に、「ごみ、資源物収集カレンダーおよびごみ・資源物の分け方・出し方」を音声化し、ごみ収集日などの情報を提供します。

問合せ　：ごみ減量推進課　電話584-4692　FAX584-4818

（7）避難行動要支援者名簿について

●市では、地震などの災害時に迅速・安全に避難することで、生命・身体を守ることができるように、障害者や高齢者などの避難行動に支援を要する人々の名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成しています。（災害発生時を除いて非公開。）

●東日本大震災の教訓などを踏まえ、「避難行動要支援者名簿」掲載対象者のうち、事前に個人情報の開示について同意を得られた人の「同意者の名簿」を作成し、地域の支援者である、自治会（自主防災組織含む。）、民生委員・児童委員、消防、警察などへ平常時から提供することで、日頃の声かけや見守り活動を通じて避難支援の体制づくりを推進しています。

●災害の発生に備え、まずは地域の支援者に対し、あなた自身のことや状況を知ってもらうことが重要です。

【対　象　者】

対象となる要件	意思確認
⑴ 身体障害者手帳の交付を受けており、等級が1～3級の人	不同意方式 ※
⑵ 療育手帳の交付を受けている人	同意方式
⑶ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	
⑷ 介護保険法において、要介護3～5の認定を受けている人	同意方式
⑸ 65歳以上の人だけで構成される世帯の人のうち、次のいずれかに該当する人 ①介護保険法において、要介護1、2の認定を受けている人 ②介護保険法において、要支援1、2の認定を受けている人 ③総合事業の事業対象者	
⑹ 75歳以上の人だけで構成される世帯の人	
⑺ その他（上記⑴～⑹には該当しないが、自ら避難することが困難であり特に支援が必要として申し出があり、市長が認めた人）	自己申告方式

※　不同意方式の対象者については、情報提供したくない場合には、「不同意届出書」を提出していただきます。（同意される場合は、手続きは不要です。）

（注）自宅などで暮らす人が対象となり、施設などへ入所・入居されている人や長期に入院されている人などは施設管理者の対応となります。

【手　続　き】

●対象者の名簿情報を地域の支援者に提供するためには、本人の同意が必要です。

●上記⑴から⑹に該当される人は、健康福祉政策課から、地域への名簿情報の提供にかかる同意の意思確認の通知が本人あてに郵送されます。

●上記⑴から⑹に該当しない人で「⑺その他」として名簿への掲載を希望される人は、健康福祉政策課もしくは障害福祉課にご相談ください。

●名簿情報の掲載について同意された後に、施設入所などで引っ越しをされた場合は、健康福祉政策課へご連絡ください。

問合せ　：　健康福祉政策課　電話582-1123　FAX582-1138

（8）民生委員・児童委員への障害者情報の提供について（同意のある人のみの提供）

【内　容】

民生委員・児童委員が地域で暮らす障害のある人（児童）の見守りなどを行うために、同意を得た人のみ民生委員・児童委員へ障害者手帳などの情報提供を行います。
情報提供は年2回行っており、随時の提供は行いません。

【対 象 者】

次の障害者手帳を有する人で、情報提供について同意された人

(1) 身体障害者手帳所持者（障害等級４級以上）
(2) 療育手帳所持者
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者（障害等級２級以上）
(4) そのほか〔(1)から(3)には該当しない〕希望される人

【利用方法】

障害福祉課にご相談ください。

問合せ　：　障害福祉課　電話582-1168　FAX581-0203

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。

（9）守山市障害者相談員について

【内　容】

障害者の地域における自立した生活を支援するため、障害者およびその家族からの相談に応じる障害者相談員を設置しています。身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員が活動しています。日常生活や社会参加についての相談、助言、関係機関との連携などを行います。お気軽にご相談ください。

【利用方法】

障害福祉課にご相談ください。障害者相談員におつなぎします。

問合せ　：　障害福祉課　電話582-1168　FAX581-0203